＜国保よりのおねがい＞
加入脱退の届けは14日以内に

住所の異動や資格の取得喪失があったときは、国保の保険証と印かんを持って住民福祉課、国保係へ届け出て下さい。加入届けや脱退届けが遅れると、いろいろ障害がありますので事実発生の日から十四日以内に手続をして下さい。

◇加入届けが遅れたとき
国保の資格は職場をやめた日、転入した日から発生します。届出が遅れると一時にたくさんの保険税を納めていただきます。また届出が遅れた期間は保険給付を受けることができません

◇脱退届けが遅れたとき
納めすぎた保険税は、お返ししますが脱退届出を怠り国保の保険証でお医者さんにかかった場合、国保が負担した七割分は後日返納していただきます。

戸籍シリーズ⑱　届出の証人とは

（説明）

㈠、婚姻、協議上の離婚養子縁組及び協議上の養子離縁等の各届出については、民法の規定によって二名以上の成年の証人を必要としております。

この証人制度は、いうまでもなく当事者が右のような身分行為を行うについて相互に任意の合意があったことを、第三者をして証明させるための制度です。言い換えればこれらの身分行為にあっては、当事者の意思に基づくことがなにより重要であることから、その意思の真実性と届出の正確性を担保しようとするものです。

前記のように、民法が婚姻、協議上の離婚等につき成年の証人二名以上を要するとした理由について、先例は、結局、婚姻・離婚等のごとく届出によって効力を生ずる重要な身分行為については、届出意思について信ぴょう性を高める趣旨になっております。

㈡、証人となり得る者、当事者以外の者に限られます。婚姻あるいは離婚等におけるその当事者自身が証人となり得ないことは制度の趣旨からも当然でありますが、したがって、当事者以外の者であれば、それがたとえ外国人であっても差し支えないことになっております。更に、届出を受理すべき当該市町村長はもちろん、戸籍事務担当者であってもよいことになっております。

㈢、証人と届出の処理との関係

(イ)、婚姻、離婚等の届出に証人二名以上を要することの理由、届出により効力を生ずる重要な身分行為は、その意思について特に確実を期さなければなりません。したがって、市町村長が当事者の届出意思について確信を得るためには、一名よりは二名以上の証人をして証明させる方がより確実を期し得る配慮からのもとなっております。

(ロ)、証人を要する届出に当り、証人となるべき者がいないとして証人を附さないまま受理を強要されても、これに応ずることはできません。

年金ニュース

保険料の免除手続きはお早めに

いろいろの事情で国民年金の保険料を納めることができない人、あるいは困難な人は、七月末日までに免除の手続きをしてください。

もし、この手続きを怠り保険料を滞納にしておくと将来、年金をうけられないこともあります。

しかし、免除をうけた期間は、保険料の滞納ではありませんから、年金権は確保されるわけです。

ただ、免除をうけた期間の年金額は、保険料を納めた場合の⅓となり、年金をうける時にはどうしても不利になります。

しかし、免除をうけてから十年以内であれば、その当時の保険料額で納めることができますので、免除を受けて、その後、ゆとりができたら納付するよう心掛けましょう。

日赤社費納入ご協力ありがとうございました

皆さんの絶大なるご理解とご協力によりまして、本年度の日赤社費も目標額を大きく上まわる六十一万六千二百円の納入をいただき、日赤へ送金を完了いたしました。

還元される交付金、助成金等により、講習会、日赤救命ボートの就航、献血協力者に対する記念品等地域奉仕活動を計画させていただきます。皆さんの特段のご厚意に厚くお礼申し上げます。

社会福祉のために
善意のご寄付ありがとう

◎西中の**竹内正美さん**から、**金十万円也**のご寄付をいただきました。

竹内さん方では、昨年の秋、奥さんが急病で倒れられ、以来、ご家族あげて斗病生活を続けておられましたが、この程本復されめでたく退院されました。

ご本人の強い精神力と、ご家族の手厚いご看護の賜と存じおよろこび申上げます。

この間、数多くの方々から寄せられたお見舞や励ましには、書状をもってお礼され、金品のお返しの代りに、社会福祉のために役立ててほしいと、浄財をご寄付されたものであります。

新生活運動の実践例として紹介させていただきました。

◎石瀬の種月寺世話人総代の**本間八十太郎さん**から、金比羅さまのお賽銭**金一七六〇円也**を、社会福祉のためにと頂戴いたしました。

◎樋曾の**中田ムツさん**からは、巻町の白寿荘へ入所中に亡くなられた、縁者渡辺キンさん（六月十二日歿・樋曾）のご冥福を祈られて、**金二万円也**のご寄付をいただきました。

相次ぐ善意のご寄付には関係一同いたく感激しております。頂戴いたしましたご浄財は、そのご趣旨に従い、社会福祉充実のために活用させていただきます。ありがとうございました。

ゆうあい号が来村します
献血にご協力ください

血液の需用が増加し輸血用の血液が不足しています。

16才以上の方はふるって献血に参加いたしましょう。

ゆうあい号の日程

7月18日（月）
石瀬公会堂　午前9時30分〜正午
岩室公会堂　午後1時〜午後3時

7月19日（火）
岩室村役場　午前9時〜午後3時

新潟家庭裁判所家事相談会開く
（無料・秘密厳守）

一、**とき　七月十九日(火)　午前十時から午後三時まで**

一、**ところ　巻町公民館**

夫婦間のなやみごと、男女間のもめごと、親子の問題・相続・扶養・遺言その他家庭内のいろいろの問題について、無料で相談に応じますから、お困りの方やお聞きしたい方は、遠慮なく気軽においでください。

家庭内の問題も病気と同じく予防と早期治療が大切です。

なお、家事相談は、新潟家庭裁判所（新潟市川岸町一丁目）において日曜、祭日を除き毎日（土曜日は正午まで）無料で行っています。

広報編集のためにと一万円を寄附

間瀬出身で、現在、北海道釧路市に在住されている**力石次郎吉さん**から、間瀬を離れて四十七有余年になる今日、毎月欠かさず広報を送っていただきありがとうの丁重な礼文とともに**一万円**の寄附がありました。

ご意向に添い広報編集のために役立させていただきます。

消防定期総合演習終る

六月十五日和納小学校グラウンドで恒例の消防定期総合演習が行なわれました。

この演習は、消防機関だけでなく村民一人一人が火に対する警戒心を高め、火災予防思想の高揚をはかり火災を防止することを目的とした演習です。幸、快晴に恵れ消防団員と南部消防本部の梯子車隊、岩室分署で総数二〇七名が参加し盛大に行なわれました。

消防活動に尽された功績により表彰状が授与されたもの。

○県消防協会長表彰
片岡定一
田中征二

○村長より長年消防団員として団務に精励され、今度退団された在団中の功労により感謝状の授与
長谷川司
田中征二
相田正敏
遠藤清
片岡定一
武田澄男
金子孝
山上玄一
山ノ上勇
渡辺保
上村貴知輝
佐藤勝
星野勝己
本間忠雄

○村長より火災早期発見、消火に万全な措置をとり大惨事に至らなかった功績により表彰
岡本正明（間瀬）

村道の大型車通行止めについて
〜スクールバス等を除く〜

村道の保護と、車輌交通の安全を守るため、七月一日からとうぶんの間次の村道では、大型貨物自動車等を通行止にいたします。

○医療センター脇　西長島線
○西中和納線
○金池線

以上の三路線ですが一部未改良の箇所では、道路の幅員が狭くなっているところがありますので十分気をつけて通行して下さい。

なお、道路上への草の投げ出しはやめて下さい。道路の維持が困難になるばかりでなく、交通事故の原因にもなります。

是非皆さんのご協力をお願いします。

消防設備士試験について

一、**試験日**
筆記試験　八月九日
実技試験　八月二十六日

二、**試験の種類**
甲種消防設備士
1類〜5類
乙種消防設備士
1類〜7類

三、**受験願書受付期間**
七月五日〜七月十六日
㊟七月十二日迄消防分署へ提出されたものについては、消防署で県へ送付します。

尚、詳しい事は消防岩室分署へお問い合せ下さい。
電話　二一—三三六〇番

犬・ねこの飼主のみなさんへ

新潟県動物保護条例が制定されました。

一、犬、ねこが人及び財産に危害を加え、又、生活環境を損なうことのないよう注意すること。

二、犬は絶対に放し飼いできないこと。

三、犬等が人に危害を加えた場合は直ちに保健所に届け出ること。又、その犬を獣医師に検診させること。

四、飼えなくなった犬、ねこは決められた日に役場を通じて保健所へ引き取ってもらうこと。

犬、ねこの引き取り日
※飼い犬、ねこに限る。
※次の日以外は引き取りません。

引き取り月日	犬、ねこの別
7月11日	犬、ねこ
8月8日	犬
9月12日	犬
11月14日	犬、ねこ
12月12日	犬
1月9日	犬
2月13日	犬
3月13日	犬、ねこ

犬、ねこの引取手数料
一匹につき一、〇〇〇円
子犬、子ねこは一〇匹まで一、〇〇〇円
（いずれも収入証紙）

国家公務員初級試験
"税務大学校"

次の通り学生を募集しています。

一、**受験資格**
昭和三十二年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生まれた男子

二、**申込受付と申込先**
昭和五十二年七月十三日から二十二日までに、希望する受験地区の人事院地方事務局へ

三、**試験**
◎**第一次試験日**
昭和五十二年十月二日（日）
・**試験科目**
教養、適性、作文試験
・**試験地**
新潟市、長岡市、上越市、佐渡郡佐和田町

◎**第二次試験日**
昭和五十二年十一月上旬から十二月中旬までの間一日
・**試験科目**
口述試験、身体検査
・**合格発表**
昭和五十二年十二月中旬から下旬の間
・**採用**
合格者の中から選考の上採用、国税局長から通知する。

四、くわしくは、最寄の人事院地方事務局、国税局、税務署へお問合せください。

印紙税の税額がかわりました

去る五月一日から印紙税の税率が改正になりました。改正の主な点は次のとおりでありますが、不明の点については巻税務署又は役場の税務課にお尋ね下さい。

一、今まで五〇円の印紙税が課せられていた文書はすべて一〇〇円になりました。

二、通帳や判取帳など一定の税率により課税されていたものは二倍に引上られました。

三、請負契約書、借用証、手形、売上代金の受取書など金額に応じて課税される文書のうち一億円をこえる高額なものについて印紙税が引上げられました。

四、支払通知書などの受取書については従来記載金額のないものとして取扱ってきましたが、当事者間で金額の了解できる支払通知書などは記載金額のあるものとして印紙税がかかることになりました。

五、手形、売上代金の受取書の従来の五〇万円以下の区分が廃止になり最低一〇〇万円以下の区分から始まります。なお税率は一億円までのものについては従来どおりです。